

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 元吉 俊博

## 1 日 時

令和3年3月22日（月） 午後1時30分から  
午後3時54分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

元吉俊博、清田哲也、志村学、木付親次、馬場林、平岩純子、堤栄三

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

なし

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 竹迫宜哉 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分及び第37号議案については、可決すべきものといずれも賛成多数をもって決定した。
- (2) 第17号議案及び第18号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを、第26号議案については、可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することを、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県人権教育推進計画の改訂について、大分県文化財保存活用大綱の策定について及び第2期大分県スポーツ推進計画の策定についてなど、執行部から報告を受けた。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課議事調整班 主査 吉野美穂  
政策調査課政策法務班 主査 中川悠

# 文教警察委員会次第

日時：令和3年3月22日（月）13：30～

場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 教育委員会関係

13：30～15：00

### (1) 合い議案件の審査

第18号議案 職員の給与に関する条例の一部改正について

(付託委員会：総務企画委員会)

### (2) 付託案件の審査

第1号議案 令和3年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第37号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

### (3) 諸般の報告

①大分県人権教育推進計画の改訂について

②大分県文化財保存活用大綱の策定について

③第2期大分県スポーツ推進計画の策定について

④第三次大分県特別支援教育推進計画に関するフォローアップ委員会の検討結果及び再編整備の進捗状況について

⑤教職員の懲戒処分について

### (4) その他

## 3 警察本部関係

15：00～15：55

### (1) 合い議案件の審査

第17号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について

(付託委員会：総務企画委員会)

第18号議案 職員の給与に関する条例の一部改正について

(付託委員会：総務企画委員会)

第26号議案 食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例等の一部改正等について

(付託委員会：福祉保健生活環境委員会)

### (2) 付託案件の審査

第1号議案 令和3年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

### (3) その他

## 4 協議事項

15：55～16：00

### (1) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**元吉委員長** ただいまから、文教警察委員会を開きます。

なお、審査の都合上、予算特別委員会の分科会も兼ねているので御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案2件並びに総務企画委員会及び福祉保健生活環境委員会から合い議のあった議案3件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより教育委員会関係の審査に入ります。

まず、総務企画委員会から合い議のあった議案について審査を行います。

それでは、第18号議案職員の給与に関する条例の一部改正についてのうち、教育委員会関係部分について説明を求めます。

**工藤教育長** 一言御挨拶を申し上げます。さきの予算特別委員会では長時間にわたる御審議ありがとうございました。引き続き、合い議案件1件、付託案件2件、諸般の報告5件について説明、報告しますのでよろしく申し上げます。関係事項はそれぞれ担当課長から御説明します。

**渡辺教育人事課長** 職員の給与に関する条例の一部改正について御説明します。

委員会資料の1ページを御覧ください。

まず、1の改正理由についてです。研究職である職員のモチベーション向上のため、ポストを新設するものです。条例上、職員の職務は、その複雑さや困難度、責任に応じて職務の級に分類され、その職務の内容とあわせて級別基準職務表に定められています。現在、事務の課長補佐級には主幹や課長補佐という役職がありますが、研究職には主幹研究員と主幹学芸員の二つの役職しかありません。新たに課長補佐級にあたる副部長級に上席主幹研究員と上席主幹学芸員を新設することで、処遇を改善するものです。

2ページの級別基準職務表の新旧対照表を御覧ください。4級の2番目の職務の箇所です。専門研究員に引き続き、新たに上席主幹研究員と上席主幹学芸員を追加しています。今後、人

事評価等を参考に、優秀な人材については登用していきます。条例の施行期日は、令和3年4月1日を予定しています。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別に質疑もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は警察本部の審査の際に一括して行います。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

まず、第1号議案令和3年度大分県一般会計予算のうち、教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**工藤教育長** 第1号議案令和3年度大分県一般会計当初予算のうち、教育委員会関係について説明します。

お手元の令和3年度教育委員会予算概要の3ページをお開きください。

令和3年度教育委員会予算です。教育委員会の予算額は、左から2列目予算額(A)欄の上から3段目にあるように1,133億9,353万8千円です。これを右から3列目の2年度当初予算額(B)欄と比較すると、その右の欄にあるように、額にして1億1,518万9千円、率にして0.1%の減となっています。

続いて、先日の予算特別委員会で御説明した事業を除く主要な事業について、教育財務課長より一括して説明します。

**山上教育財務課長** 教育委員会予算概要の20ページをお開きください。

事業名欄一番下の教員の産休・育休取得促進事業費7,899万9千円です。この事業は、教員が産休、育休を取得しやすい環境を整備するため、小中学校、県立学校の教員及び養護教諭の産休、育休者に対する代替教員を早期に配置するものです。

38ページをお開きください。

上から3番目、県立高等学校等通学時感染防止対策事業費6千万円です。通学時にJRを利用する高等学校等の生徒の新型コロナウイルス感染リスクの低減を図るため、スクールバスの臨時運行を行うための経費をあらかじめ確保するものです。

その下、災害時県立高等学校等通学対策事業費5千万円です。災害による交通機関の遮断により、通学が困難となった高等学校等の生徒を安全に通学させるため、スクールバスの臨時運行を行うための経費をあらかじめ確保するものです。

40ページをお開きください。

一番下、県立学校ICT活用授業推進事業費2,428万7千円です。1人1台端末の教育環境に対応するため、ICTを活用した授業作成の支援を行うICT教育支援アドバイザーや、ICT機器の操作指導等を行うICT支援員の配置を行うものです。

64ページをお開きください。

一番上、幼児教育推進体制充実事業費4,809万円です。幼稚園、認定こども園、保育所における幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザーの派遣による園内研修の支援や人材育成研修、幼小接続に係る研修を行うものです。また、公立幼稚園に対してICT環境整備の支援を行います。

70ページをお開きください。

一番上、おおいたグローバルリーダーズ育成事業費2,579万9千円です。グローバル人材の育成を図るため、高校生を対象としたグローバルリーダー育成塾の開催や、海外留学支援金の交付等を行うものです。加えて、海外大学等による講座等や、国際系大学と連携したオンラインによるバーチャル留学等を実施します。

次のページ、71ページを御覧ください。

一番下、農山漁村を牽引する担い手確保・育成事業費3,541万3千円です。魅力ある農山漁村づくりの核となる担い手を確保、育成するため、先進的な農業者や大学等と連携して、農林水産高校生を対象とした実践的な研修等を

行うものです。スマート農林水産業の実践教育や、くじゅうアグリ創生塾における各種スキルアップ研修、また、全国から久住高原農業高校へ入学を希望する生徒を増やすための農業留学プロジェクトに取り組み、農林水産教育の活性化を図ります。

83ページをお開きください。

上から2番目、読書だいすき大分っ子育成事業費625万2千円です。子どもの主体的な読書活動を推進し豊かな心を育むため、家庭での読書活動を推進し、読書習慣の定着を図るものです。商業施設等で幼児向け図書の展示や読み聞かせ等を行うおうち読書スタートアップ事業や小中学校への推薦図書の貸出し等を行います。

89ページをお開きください。

上から2番目、帰国・外国人児童生徒日本語教育推進事業費642万3千円です。日本語指導が必要な帰国、外国人児童生徒の日本語能力に応じたきめ細かな指導手法を検証し、日本語指導の充実を図るため、大学と連携し、県立高校及び小中学校へ支援員の派遣を行うものです。

103ページをお開きください。

一番上、地域スポーツ活動推進事業費815万8千円です。身近な地域で日常的にスポーツに親しむ機会を提供し、県民の心身の健康保持、増進を図り、本県のスポーツ実施率の向上を図るため、総合型地域スポーツクラブにおいて地域の特性をいかしたプログラムの創出等に取り組みます。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**平岩委員** さきほど言われた89ページの帰国・外国人児童生徒日本語教育推進事業費についてですが、力を入れてくださっているのが、この前の人権、同和教育の学習会のときにとてもよく分かりました。予算的に厳しい予算だなど、本当はもっとたくさん勉強させてあげられたいし、支援者になりたい気持ちはあるけど、なかなかそうはいかないので厳しいですが、指導者と対象の子どもは何人ぐらいか、今コロナで余り増えてはいないですが、これまでも少し

ずつ増えてきているので、そのあたりの詳しいことを教えてください。

それと、35人学級は実現して少しずつ広がっていきます。大分県は既に30人学級が小学校1年、2年、中学校1年に入っているのですが、来年は3年生から35人学級が入るのか。それとも来年は、他県で1年生から入れるとしたら大分県はそのままいくのか。そこが自分の中でどうしてもはっきり分からなくて、詳しく教えてください。

**川野人権教育・部落差別解消推進課長** さきほどの日本語指導の件です。

まず、本年度の日本語指導が必要な児童生徒は外国籍、日本国籍合わせて84人います。これは9月時点の調査のものです。それに対して、今、県も市町村も派遣事業をしているので、県がやっているものでは延べ22校の40人の児童生徒に対して、日本語指導の支援員14人が対応して指導しています。

来年度に向けては、これと同等というか、20人ぐらいの日本語指導の支援員を派遣したいと考えています。時間数の上限等があるので、それにあわせながら、ただ、来年以降も若干微増してくると思われるので、市町村と調整しながら指導に関わっていきたいと思っています。

**渡辺教育人事課長** 少人数学級について御質問いただきました。

大分県では児童生徒数が減少していることもあり、既に小学校の全学級のうちの90%が35人以下学級、そして73.3%が30人以下学級といった状況になっています。

今後、35人学級の拡大に向け、全体で100程度の学級数の増加を見込んでいますが、小学校教員がこの数年で退職のピークを迎えており、人員確保が大変厳しい状況となっています。

現在、本県独自の30人学級には加配定数の一部を活用しながら対応していますが、加配教員の活用も児童生徒指導の充実に効果を上げています。そのため、国においては来年度から、小学校2年生から段階的に加配定数を基礎定数に移行しながら35人以下学級を進めることになっており、本県もその流れの中で対応してい

きたいと考えていて、来年度については特段対応せず、4年度から小学校3年生の35人以下学級を国の流れの中で対応していきたいと考えています。

**平岩委員** 分からなかったのですが、日本語指導に関しては上限があるとさきほど言われたので、上限があるんだなと思って聞いていましたが、入ってくる子どもたちは、来た時期も、生活している年数も、家族環境もみんなばらばらなので、一人一人個別の対応が必要になってくるし、一番のネックは高校入試です。そこを見据えた指導を先生方、指導員の方はなさっていると思うので、少しでも手厚くできるよう、また予算も獲得できるように私たちも頑張っていきたいと思っています。本当に一部の人の努力に頼ってしまっている部分もあるので、よろしく願います。

30人学級ですが、加配教員も利用しながらやってきたけど、少しずつ国の移行にあわせてやっていくということで、実質、来年の1年と2年はそのまま30人以下で、3年生は……（「40人」と言う者あり）40人のままということ。

**渡辺教育人事課長** 来年度は、3年生については現行どおり40人で考えています。国も来年度以降で2年生から順次、35人以下学級を導入することになっており、来年度は県は既に30人学級を実施していることもあり、小学校2年生についてはそのまま考えています。

というのは、さきほども申したとおり、加配を使って今既にやっていて、要望がある中で対応しているの、そのまま対応したいと思います。そして、国の流れに乗る形で、小学校3年生の35人以下学級は令和4年度から実施し、順次学年を上げていきたいと考えています。

**平岩委員** 分かりました。今、ようやく答弁を理解できた状況ですが、先生の数を確保しなきゃいけないのが片方にはありますよね。そっちのハードルも大変厳しい。100人増やして100学級増えるより、先生の数を確保する方が大変な状況だと思うので、また頑張らなければいけないと思っています。ありがとうございます。

す。

**馬場委員** 55ページの登校支援員配置事業費についてです。登校支援員をどこの市町村に何人配置するか、具体的な配置状況について一つお願いします。

それから二つ目は、さきほど平岩委員からありましたが、来年度は小学校の2年生、3年生はそのままで、3年生から30人以下学級とはならず、国の35人学級をやっていくことになるのですか。30人学級でいくと、100学級100人ではなく、もっと先生が必要になってくるのかなと思います。その辺の状況をお尋ねします。

それから、20ページで、中学校は中学校1年生が30人学級ということでそのままになっている状況です。例えば、23ページがいいかも分かりませんが、小学校や県立学校、盲ろう学校の中で休職代替者、それから産休、育休代替者がそれぞれ出ていますが、人数を足していくと279人ほどになってくると思います。来年度に向け、かなりの人数の臨時の方の確保が必要になってくるのかなと思います。この予算を組んだ段階から臨時の方が確定するのはもう少し先になると思います。どのくらいの人数をというのは予想できますか。確保はかなり厳しいと思いますが、その辺をお尋ねします。

**簗田学校安全・安心支援課長** まず、登校支援員の配置です。

これは、別室登校で指導する先生がいないことに鑑みており、大分市と日田市についてはそれぞれ独自措置がされており、そこがカバーできている状況があるので、それ以外の16市町村と考えています。実際には学校規模、それから不登校児童生徒数に鑑みて、配置をしていくことになっています。

**渡辺教育人事課長** 2点御質問いただきました。

まず、1点目の30人学級で、小学校3年生について30人学級へ移行という話ですが、さきほど言ったとおり、既に多くの小学校で30人学級という状況もある中、35人以下学級にするにしても、令和4年度以降人員が必要になるので、全体で100学級ほど増える、要は1

00人ほど教員が必要になるということで、厳しい定数事情等もあるので、国の流れの中で、小学校3年生については35人学級で令和4年度から実施をしていく方向で考えています。

あわせて、臨時講師の対応という話がありました。今年度4月の始業式の時点で全体で26人の欠員があり、また、今年度、特に補正等があった関係で、10月の時点では30人を超える欠員ということで、今、臨時講師の確保が非常に厳しい状況になっています。来年度については、今年度が小学校の定年退職のピークという状況になっており、今年度と比較してもかなり厳しい状況の中で臨時講師を確保していく必要があると考えています。

**馬場委員** ありがとうございます。

登校支援員は、初めて設けられると思いますが、具体的には日田と大分以外の各市町村に1人ということになるのですか。それともそれぞれ市町村によって人数が違うのか。

それと、特に臨時講師を確保するのは本当に難しいんだな。すぐ隣が福岡県で、福岡県に行かれる方もかなりおられるので、本当にそういう意味では臨時講師の待遇改善にも取り組まないとなかなか難しいのかなと思います。私たちも一緒に確保に向け、取り組んでいきたいと思っています。

**簗田学校安全・安心支援課長** 登校支援員については、原則として大分、日田以外の16市町村と考えていますが、実際の配置について、ほとんど別室の登校がないところがあれば、それ以外の16市町村に配置すると考えています。不登校の実際の人数を精査しながら、実際の配置についてはこれから決定していく段取りになっています。

**渡辺教育人事課長** 臨時講師の確保のことですが、現在、小学校で大量退職期を迎えている中、採用数も多く確保しながらということでやっています。臨時講師は、数年前は1,200人ほどエントリーしていただけていましたが、現行800人ほどのエントリー数で、なかなか教員の需給バランスが厳しい中、これまで臨時講師をしていた方が正規になっていって、臨時講師

をやっていただける方が減っていつている状況で、各県とも同じような状況です。

臨時講師の待遇改善についても、私どもでも今年度、臨時講師については給与面でもかなりアップしているし、福岡県と比べても遜色ないものまでにはいつていると考えていますが、今後ともそういった部分でも考えながら臨時講師の確保に努めていきたいと考えています。

**工藤教育長** 委員長、少し補足させていただいていいですか。

35人学級のところ、大変分かりにくくて申し訳ないですが、大きな整理でいうと、現行の令和2年度段階では小学校1年生が法定で35人になっています。法定ということは、定数上の数字が教員として入ってきますが、その外側に加配定数——国が予算上付けているものがあり、小学校だと大分県には三百数十人が来ています。その中から割り出して35人を30人にし、2年生も実は40人のところを30人まで持っていつていると。そこで先生の確保をどうしているかという、加配の中から配置しています。加配の先生方は、例えば、授業改善とか、いろいろなところに張り付けています。全国的にもそうですが、いろいろな工夫をしながら、一部は35人にしたり、特別な指導のために充てたりという整理をしてきている。今回小学校全部を35人でやりましょうというときに、一気にやると先生の数を増やさないと無理なので、5年間かけて加配の中からスライドさせて定数化していくような整理をしよう。5年の中でいくと、絶対数としては全国的に見れば毎年少しずつ子どもたちの数が下がっていく中で、先生の大きな増がない中でもスライドできいくだろうという組立てにしたのが今回の整理です。我々は既に2年生については30人している。では来年からもっと前倒しで3年生も35人に入れたらいいではないかといっても、なかなかそれをやろうとすると、また加配の中から持ってこないといけない。そうすると、今、うまく授業改善等に使っている加配分をへこませて、そっちに持っていくしかない状況になる。非常に厳しい中でやりくりをするのがなかなか

難しいから、自然減になる中で、出てくる人数をうまく35人の方に人口スライドさせていこうというのが国の考え方ですし、我々も今のところその方向でしか確保が難しいかなと考えています。

**堤委員** 今のに関連して、さきほどから2022年度から100人程度先生の数が必要という話があり、今の話からすると、独自に今、1年生と2年生で加配をやっているが、定数配分するから、その加配を今度3年生に持ってくるという流れになるわけではないでしょう。実質的には2022年から35人学級になるから、当然、今40人の定数が35人になりますね。それに対し、学級数が100ぐらい増える、イコール先生が100人ぐらい増えるという認識をしています。それがいいのかどうか。

それと、仮に100人増える場合、臨時講師の採用試験の在り方とかも若干変わってくるかなと。当然枠を増やさないといけない。そうすると採用試験についても若干何かあるとかがあれば、それを少し教えていただきたい。

もう一つ、学力テストの関係。県の定着テストもありますが、国の場合には、国が直接業者に委託し、そのまま小学校、中学校にいくという話で、結果だけは県に返ってくるということね。その中で、保護者にも今回何か聞くように書いてあるが、その中身は何か一つと、県の場合には、そういう定着テストの中で保護者に対する質問票はあるかどうか。

それと、それぞれ県も国も公表しているが、公表することにより、されていないところの保護者の考えとか、子どもへの対応とか、そういうところはどうなっているのか少し聞かせてください。

**渡辺教育人事課長** 35人学級による増学級ということで、今、100学級ほど増えると考えており、令和2年度を基準にすると全体で100と考えていますが、今後、児童数の減少とかいった部分があるので、そういったものも見極めなければだめなのかなと考えています。

あと、小学校教員の確保ですが、小学校の数を増やすと、小学校の採用倍率が今年度1.4

倍にまで落ちてしまっているのです。なかなか小学校だけでは採用数を増やせないといった部分もあります。中学校の資格を持って、小学校の資格も持っている教科の部分で、来年度、数学、算数、理科と拡大しながら、小学校の教員の確保に努めていきたいと考えています。

**内海義務教育課長** 全国学力・学習状況調査の家庭への質問紙についてです。家庭への質問紙については、一斉に行われる調査とは別に、今年度は6月1日から30日の間に保護者に対する調査が抽出で行われます。内容については、少しずつオブラートには包みますが、保護者の年収など社会的、経済的背景や、子どもに対して何を一番に望んでいるのか、家庭でどういう働きかけをしているかといったことを聞きながら、それ自体の調査の公表ではなく、学力調査とひも付けして、学力にどんな影響をもたらしているのか、授業改善だけでなく、学校の組織的対応とか、自治体の支援の在り方を提案していく調査です。

もう一つ、学力調査において、学校名とか、公表されていないところへの対応ですが、これは各学校が学力向上会議を毎年2回ほど持っています。そこにおいて、保護者、あるいは地域の方々に学校の状況を詳しくお伝えしながら、取組方針の説明をしたり、御意見をいただきながら、御協力いただけるところはさせていただくといったところで進めています。

**堤委員** ありがとうございます。

成果が上がった学校については、ホームページに出ているよね。それを見てみたが、ワンペーパーでどういうところに取り組んでいるというぐらいのものがほとんどでした。なかなかあれを見て参考にしようかなとは思いますが、それは少し置いておいて、実際、公表されていない子ども、また学校です。学校ごとにいろいろ話をしているということですが、一番心配なのは、子どもに対する否定感、プレッシャーとか、自分の学校はなぜ載っていないんだろう、学力が低いのだろうかとか意外にプレッシャーを感じてしまうのもあるのではないかと危惧します。そんなときにはケアが大事だと思

います。学力だけをぎゅうぎゅう詰めるのではなく、そういうケアも含めた対応をされているのかなというのを少し聞きたい。

もう一つ、100人程度という状況の中で、試験の中身とか、仮に臨時採用を何年間しているとか、教科を若干免除するとか、他県の人の状況は考えていないということなのか。倍率が低いから、小学校、中学校の連携教諭を増やしていくだけの対応で大丈夫なのかという気がします。どうでしょう。

**内海義務教育課長** 学力調査の目的は、学校での取組、授業改善についての検証——改善が主たる目的なので、学校に対して目的を取り違えることのないよう、指導は毎年行っています。

また、子どもについても、学力調査はもちろん、今年も全ての学校で行いましたが、生活の状況を知るところも非常に重視しており、そういうところを両方使いながら、子どもを全体的に指導していくことを考えています。

**渡辺教育人事課長** 小学校の教員の確保ですが、小学校の教員は今年度末の定年退職者がピークで、来年度以降、定年退職者の数は少しずつ減ってくるような年齢構成になっています。そういった中で、ある程度の数を維持しながら、あわせてさきほどの小学校の小中連携教諭の枠拡大もしながら確保していきたいと考えています。

また、臨時講師の歴を使ってという話もありましたが、この辺は公平、公正、透明性ということで、試験にあたっては全員が同じ条件の下で採用試験を受けていただきます。これまでもいろいろな中で話がありますが、臨時講師の歴をもって試験に何らかの加味をすることは今のところ考えていません。

**清田副委員長** 2点伺います。

69ページ、未来へつなぐ学び推進事業費の中で、E d T e c h教材の導入という部分があります。ICTを活用するためのアプリ的なものと認識していますが、導入の規模感——例えば、県立高校は一斉にやるとか、取りあえず3校ぐらいでやっていくとかいう導入の規模感と、少し具体的にその活用の方法とか、メリットとか、期待される効果とかは。あと既に複数社、



アプリの種類がいくつかあると思いますが、その選定方法、選定基準とか、その辺の説明をいただきたい。

さきほど説明いただいた103ページの地域スポーツ活動推進事業費の中で、地域の特性を生かしたシンボリックプログラムの創出という部分は、具体的にどういうことか説明してください。

**三浦高校教育課長** EdTech教材の活用については、学びの深化や個別の最適化という目的があり、例えば、来年度は1人1台端末が来るので、それを活用したAIドリルの試行的な導入——AIドリルとは、それぞれ生徒一人一人の学力や弱いところに合わせながら学習が進められるようなドリルということです。

それから、デジタル教科書の試行的な導入も考えています。それぞれの教科のつまづきポイントで学習補強効果を発揮します。数学、理科等で導入する方向で今、考えています。理科については全学校に導入する方向で、そのほかの教科は県立の豊府中学校や豊府高校のモデル校で試行的に導入する形で今、考えています。

それから、学びのSTEAM化ということで、分野横断の課題解決学習用教材の導入も考えています。例えば、スポーツのSTEAM化——スポーツを学ぶ上でのSTEAM教育ということで、STEAM陸上とか、STEAMベースボールとか、ラグビーとかいうことも考えられるし、そのほかの探求的な学習に使えるような教材を準備しています。

**加藤体育保健課長** シンボリックプログラムの御質問です。

これまで総合型クラブにおいては様々なプログラムを作成、提供し、スポーツ実施率の向上、会員の確保に努めていますが、今回のコロナで会員数が伸び悩んでいるということ、そして働く世代、女性のスポーツ実施率も停滞している中で、特にそれぞれの地域の特色をいかしたプログラムを検討し、それをプログラム化しているということなのです。

例えば、地域の特色ある地形をいかして運動プログラムはできないものかとか、地域のほか

にないような施設をいかすことはできないのか、地域の特産品をいかしたスポーツプログラムは考えられないかということ、学識経験者、関係者によって検討委員会を作り、それぞれ地域のシンボルとなるようなプログラムを検討し、作っていったら、会員数を増やしてスポーツ実施率を高めようという事業です。

**清田副委員長** ありがとうございます。スポーツの方はよく分かりました。

EdTech教材で、今後のことだろうと思いますが、選定基準とか、どういう経過で導入していくのか、その辺の答弁をお願いします。

**三浦高校教育課長** EdTech教材の選定方法は、いろいろな企業がいろいろなプログラムを持っているので、それを基に選定していくという状況がありますが、基本的には入札等を行い、公平、公正に進めていきます。

**元吉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** ほかに質疑もないので、これで質疑を終わります。なお、採決は警察本部の審査の際に一括して行います。

続いて、第37号議案学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**渡辺教育人事課長** 第37号議案学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正について御説明します。

委員会資料の3ページを御覧ください。

給特法第5条が改正されたことにより、公立学校の教育職員に対し労働基準法第32条の4が読み替えられ、1年単位の変形労働時間制を適用できることになりました。本県においても1年単位の変形労働時間制を適用できるようにするために、学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例を一部改正するものです。1年単位の変形労働時間制の導入により、教育職員が長期休業中に休日を集中的に確保し、リフレッシュの時間を確保します。制度の導入にあたっては、県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に定める全ての措置を講じる必要があります。学校における働き方改革を総合

的に進める一つの選択肢となるものです。また、条例の一部改正に伴い、県立学校等の教職員の在校等時間の上限等に関する方針並びに学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則を別途定める予定です。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**馬場委員** 一つだけお尋ねします。

長期休業中に休日のまとめ取りができるような学校になればいいと思いますが、3ページの1年単位の変形労働時間制適用の際、それぞれ上限に関する方針に定める全ての措置を講ずるものとは、具体的にはどういう措置が講じられ、実施できることになるのか。その前提とは具体的にはどういうことになるのか。

**渡辺教育人事課長** 1年単位の変形労働時間制については、変形労働時間の対象期間に長期休業期間等を含み、教育職員の在校等時間についても現行月45時間、年360時間を上限月42時間、年間320時間とさらに少なくして実施するといった前提となる事項があります。また、指針に基づき、服務監督を行う教育委員会等が講ずべき措置も決められており、在校等時間の把握を適切に行う、また部活動ガイドライン等の遵守、教員業務の新たな付加等により在校等時間を増加させない、正規の勤務時間を割り振る日にはそういった増加をさせないとか、業務量が多い一部の期間に限り行うといった教育職員について服務監督権者として措置を講ずる内容になっています。

**馬場委員** 前提条件も含めて課題がかなりあるのかなと思います。その辺は十分解決しながら進めていっていただきたいと思います。

**渡辺教育人事課長** この条例改正については、勤務条件の変更にあたるので、職員団体とも協議を行っており、協議の中でもこういった制度の導入にあたっての不安の声もありました。具体的な運用にあたっては、今、事務的に協議をしながらということもあって、交渉も終わっており、現場の意見も聞きながら具体的な運用を行っていきたいと考えています。

**堤委員** これは、これまでもずっと取り上げてきましたが、知れば知るほど中身が本当に複雑怪奇で、実際にできるのかなという思いが非常に強くなってくるばかりです。

3点聞きます。よく聞いてください。

この労働時間制の唯一の目的は、夏休みのまとめ取りがあるわけですね。夏季の行政研修などの大幅削減とか、代休とか、年休とか、そういう取得で休みは十分取れるのではないかと思います。国会でも文科大臣がそういうのは重要な方法と認定もしていますが、そうできるという考えはどうなのかが1点。

二つ目は、働き方改革の一環の法律、条例の改正ですが、一方で、タイムカードを押した後に残業したり、又は上司から早く帰りなさいと言われタイムカードを押して帰るが持ち帰りをするという実態があるのは、国会の中で明らかにされているし、大臣も認識していますよね。そういう状況を大分県は調査しているのかということと、この前の質問でも聞いたとおり、いろいろ情報の問題もあるから、当然持ち帰りは原則禁止ですよ。しかし、日常業務があつて、早く帰れとなれば、持ち帰らざるを得ないわけですね。そういう状況の中で、本当にそれをしちゃだめと禁止する担保はあるのかを聞きます。

三つ目、これは管理職とか事務職員へのすごい負担増になると思います。具体的になれば、年度が始まる前の3月に管理職が全部の教職員に導入についてまず意向を聞かなければいけない。それを聞いて、入れるなら、子育てとか介護とか、個々の状況を聞き取らなくてはならない。そして、対象者を設定していくわけでしょう。当面、4月、5月の個人のシフトを3月末までに作り、その後、4月に6月分とか、5月に7月分と個人のシフトを作っていくわけですね。それが実際、その勤務シフトどおりにされているか、またチェックをしなければならない。一遍決めてしまえば、シフト変更とか途中でできないわけですね。それをするとなら法律違反だし、その制度そのものが成り立たなくなるから。そういうことも非常に負担となりますが、実際に学校現場で調べているのかどうかも含め、この

解決をどのように図ろうとしているのか、教えてください。

**渡辺教育人事課長** 3点御質問いただきました。

まず、夏休みのまとめ取りは、年休等の取得促進でも十分対応できるのではないかという話ですが、給特法の改正を受けての制度ですので、そういった中で夏休みを取りやすい環境づくりはしていきたいと考えています。今、教育センターでの研修についても、夏季の休業期間中の研修は、できるだけ入れない期間を増やす対応もしているし、そういった中でこの制度を入れ、まとめ取りができる環境を整えていきたいと考えています。

また、働き方改革を進める上で、持ち帰りの調査等をしているのかという話ですが、今年度についても県立の全ての学校を対象に、10月から11月の間、1週間を対象に持ち帰りの状況等も含め、実態の調査をしています。教員についても前年度と比較すると、今年度は横ばいという形で、1日当たり平均23分と持ち帰り等があることは承知しています。さきほど委員から話があったとおり、持ち帰り業務については、上限方針等の留意事項でも本来、業務の持ち帰りを行わないことが原則となっているので、こういった持ち帰りが生じない形で対応していきたいと考えているし、そういった意味で管理職の意識等もそういう形になるように研修等も努めていきたいと考えています。また、この制度の導入について、管理職、事務職員等への負担が増えるのではないかという話もありました。この制度は、附属小中学校では既に導入されているので、先行して導入している附属小中学校等の状況も確認しながら、管理職、事務職員への負担増にも配慮しながら対応していきたいと考えています。

**堤委員** 今話を聞いて、それで大丈夫とはならないわけですね。最初の問いかけに対して、結局は法律を改正しなくても現状でもできるということかな。さきほどはそういうことを言っていたわけね。法律改正によって夏休みが取りやすいようにしたいと。法律に基づいて条例改正をするから、県とすればやらざるを得ない面

もあるだろうけど、現状取ろうと思えば取れるから、無理やりこういう法律を改正する必要はない、法律の制定要因そのものが本来成り立たないというのは、ぜひ認識していただきたいと思います。

持ち帰りについても、原則禁止というのは言葉では動きますよ。しかし、実際にはできないという現場の状況があるわけでしょう。だからこれは、それを担保する方法ではないですよ。業務量を減らすとか、又は職員の数を増やすとか以外に担保する方法はないから、ぜひこれはそういう方向でも検討していただきたいし、考えていただきたいと思います。

それで、管理職の状況は附属小中学校がやっているから大丈夫だろう、そんなのありますか。実際に全ての県立高校とか小中学校がやるわけでしょう。県が条例を作り、一挙に学校がやるとなれば、そこで具体的に検討していかなければ。附属小中学校がやっているからそこを見てくださいでは、管理職の負担は逃れられないですよ。年度末に全ての職員のシフト表をチェックできますか。現場からすれば不可能だし、さらなる管理職への負担増につながってしまうから、導入すべきではないかと本当に思います。教育長、最後にどうですか。

**工藤教育長** いろいろ御心配いただいています。これを働き方改革の一つの方向として、手段としてやっていけるようにしようという話です。だから、御懸念のところはまたいろいろところでチェックしていただくとしても、これまでの現場の厳しい状況を放置するより、この枠組みを入れることで少しでも現場の負担感を減らしていく。管理職が当然しっかりこの仕組みを理解し、動くようにしてもらわないといけないし、それに向け努力します。何度も申しませんが、枠組みを作り、これを使って負担が軽減されるようにしていこうという制度であるところは御理解いただきたいと思います。360時間を320時間に減らしていくのを入れるとなれば、現場の人たちも含めそういう努力をしないといけないから、問題をどう解決していくかという方向で考えていきたいと思っています。

**堤委員** 働き方で本当に負担をなくしていきたい県の気持ちは分かりますが、法律で縛られ、やらざるを得ない状況があるわけですから、さきほど言ったとおり、やはり教職員の定数を国が責任を持って増やすということ。一人一人の教職員の負担を減少させていくこと。これ抜きに制度だけいじくっても、根本解決にならないことは一言言っておきたいと思います。

**元吉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** ほかに質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**元吉委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**元吉委員長** 賛成多数です。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

まず、①から③の報告をお願いします。

**川野人権教育・部落差別解消推進課長** 大分県人権教育推進計画の改訂について御報告します。

委員会資料の4ページをお開きください。

推進計画改訂の概要版となっています。なお、計画の改訂版は別冊でお配りしています。

今回の改訂では、第Ⅰ章から第Ⅲ章の三つで構成し、5ページの第Ⅰ章はじめには、改訂の経緯や2016年の部落差別解消推進法の施行等の人権教育をめぐる国内外の動き等を記載しています。

6ページの第Ⅱ章学校教育・社会教育における人権教育では、教職員研修や人権教育指導者の養成及び資質向上のための研修の充実を図る等、学校や社会教育における推進体制や関係機関との連携による学びの充実等について記載し

ています。

7ページの第Ⅲ章計画の推進では、人権教育研究団体や大学等との協力連携の下、調査研究や検証改善を行うことなどを記載しています。また、12月中旬から1月中旬にかけ実施したパブリックコメントでは、人権教育の取組の中で、「持続可能な開発目標（SDGs）の視点を取り入れる方向性を感じた」「前回改訂版よりシンプルで見やすくなった」等の御意見をいただいています。

**木下文化課長** 大分県文化財保存活用大綱の策定について御報告します。お手元に本編と概要版をお配りしています。本編はページ数が多いため概要版にて説明をします。前回の概要版（案）からレイアウトを変更し、写真や図を多く取り入れ、できるだけ読みやすいものとししました。

お手元の概要版を御覧ください。

1～4ページにかけて、大綱策定の趣旨、県内の文化財の特徴などを記載し、5、6ページでは、地域とともに活かして守る大分の文化財を基本方針として、目指すべき将来像と方向性を示しています。特に、持続可能な文化財保護体制の確立のため、知る・活かす・守るの三つの柱を掲げ、市町村とともに地域全体で文化財を守る仕組みづくりに努めたいと考えています。

また、昨年11月に実施したパブリックコメントにおいて、3名から延べ12件の意見をいただきました。中には「県内の文化財の保護や活用などの指針を作成していただきありがたい」と好意的な言葉もありました。また、学校教育との連携や情報発信の在り方などについての御意見をいただいたので、大綱にできる限り反映しました。昨年12月には、文化財保護審議会において、大綱素案の協議、去る2月1日にリモートによる大綱策定委員会を開催し、素案の最終確認を行いました。巻末資料を含めて150ページに及ぶ大綱が出来上がる予定です。完成したら、大綱及び概要版をホームページにアップし、周知に努めるとともに多くの方が閲覧できるようにしていきます。

今後、この大分県文化財保存活用大綱に準じ

て、市町村では文化財保存活用地域計画を作成するので、継続的な指導、助言を行っていきます。

**加藤体育保健課長** 第2期大分県スポーツ推進計画の策定について御報告します。

本計画については、昨年12月の常任委員会で素案について御説明し、その後、県民意見募集手続に関する要綱に基づき、県民意見の募集を実施し、1名の方から「スポーツが地域で発展する方策を作ってもらいたい」等、1件の運動部活動に関する意見をいただきました。いただいた意見は、計画の中に掲げる施策で既に取組を設定しているものでしたので、素案の修正は行わず、今後の実施段階で意見も踏まえた取組を進めます。

計画の概要について御説明します。

委員会資料の8ページを御覧ください。

本計画は、県民総参加、スポーツ力を高め、明るく元気な大分の創造を基本理念に掲げ、その実現に向け四つの基本目標を設定しています。

基本目標Ⅰ生涯にわたってスポーツに親しむ機運の醸成では、別に配付している第2期大分県スポーツ推進計画の冊子9ページから23ページにかけて、ライフステージに応じたスポーツの推進をはじめとする三つの分野で七つの施策を設定しています。

基本目標Ⅱ県民スポーツを支える環境づくりの推進では、冊子24ページから38ページにかけて、「みる」「ささえる」スポーツの充実をはじめとする三つの分野で九つの施策を設定しています。

基本目標Ⅲ世界に羽ばたく選手の育成では、冊子39ページから45ページにかけて、競技力向上のための組織の整備・充実をはじめとする四つの施策を設定しています。

基本目標Ⅳスポーツによる地域の元気づくりでは、冊子の46ページから51ページにかけて、国際スポーツ大会等の誘致をはじめとする三つの施策を設定しています。

本県におけるスポーツのさらなる推進に向け、令和3年度からの10年間、本計画に基づいて様々な取組を実施していきます。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**堤委員** 川野課長、この冊子の68ページの附帯決議の中の1番で、過去の民間運動団体の行きすぎた言動等とありますが、具体的にどういう言動があったと認識されていますか。

**川野人権教育・部落差別解消推進課長** 過去の様々な運動団体などそれぞれたくさんありますが、糾弾とかによって、差別を助長していきようなことが過去にあったと認識しています。

**元吉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別に質疑もないので、続いて④と⑤の報告をお願いします。

**友成特別支援教育課長** 第三次大分県特別支援教育推進計画に関するフォローアップ委員会の検討結果及び再編整備の進捗状況について御報告します。

委員会資料の10ページをお開きください。

本計画は、平成30年度から令和4年度までの5か年計画であり、中間年にあたる本年度、学識経験者、医療・福祉関係者、保護者代表、学校関係者等で構成するフォローアップ委員会を設置し、別冊の報告書が取りまとめられました。中段には、中間評価の結果をお示ししました。また、その下には、目標値達成に向け改善に向けた一層の努力が必要となった指標について改善方策等をお示ししています。既に、本年度中に改善に向けた取組に着手しており、引き続き、真摯に取り組んでいきます。

11ページをお開きください。

別府地区特別支援学校の再編整備です。

第三次推進計画では、肢体不自由児及び病弱児が在籍する別府支援学校本校を廃止し、肢体不自由児は鶴見校で、病弱児は石垣原校で受け入れ、それぞれを本校として設置すること、知的障がい児を対象とする南石垣支援学校は、十分な広さのある運動場、体育館を備えた学校へ整備することとされています。しかしながら、別府支援学校本校における病弱児の急激な増加、利用する医療機関の多様化、令和3年3月を目

途に特別支援学校設置基準が示される予定であること等、計画策定時からの状況の変化が生じています。

このような状況の変化を踏まえ、フォローアップ委員会より、「別府支援学校本校の存続を含め、再検討することが望ましい」「設置基準の内容によっては、別府支援学校本校、鶴見校、石垣原校の再編整備について、南石垣支援学校を含めた検討が必要」といった御意見をいただきました。今後、間もなく示される予定の設置基準を踏まえ、児童生徒数の推移等の最新の状況も見ながら、別府地区特別支援学校の課題解決に向け慎重に検討していきます。そのほか、インクルーシブ教育を踏まえた特別支援教育の在り方については、いただいた御意見を抜粋していますので御覧ください。

12ページをお開きください。

本計画に基づく再編整備について、特に大分地区の進捗状況を御報告します。1盲学校・聾学校の整備については、既に共用寄宿舎が完成し、令和2年9月から盲学校生徒が使用、令和3年4月からろう学校生徒が使用開始予定です。新校舎は令和4年2月上旬に完成予定であり、4月に移転先での開校を予定しています。

2高等特別支援学校（仮称）の新設については、令和4年1月末の新校舎完成、4月の開校に向けて準備を進めており、この度、校名候補を選定しました。

13ページをお開きください。

11月16日から12月25日まで校名を募集し、総数234、校名数167の応募をいただきました。2月に開校支援委員会を開催し、新設する高等支援学校の概要、学校基本構想の説明を行うとともに、校名候補3案を推薦いただきました。

まず、校名は「大分県立〇〇高等支援学校」とすることとし、その後、選定をしていただきました。推薦された校名候補は、表中にマル印のついた、上野の森、令豊、桜の森の3案です。今後、4月の教育委員会でこの3案から1案に絞り、第2回定例会において、設置条例案を上程する予定です。今後も開校に向け、準備を進

めます。

12ページにお戻りください。

3特別支援学校の教室不足解消については、大分地区新設知的障がい特別支援学校の開設に向けた準備を進めており、大分市東部地域の人口増や支援の必要な児童生徒数割合の増加を背景に、特に、大分支援学校では過密・教室不足が近年急激に増加しています。そのため、緊急的な解決策としてプレハブの仮設校舎を設置し、教室不足の解消に取り組みます。

**渡辺教育人事課長** 教職員の懲戒処分等について御報告します。

委員会資料の14ページをお開きください。

令和3年3月12日、市町村立学校における酒気帯び運転事案について関係職員の処分を行いました。

杵築市公立小学校に勤務する教諭、男性32歳を停職6月の懲戒処分としました。概要ですが、同教諭は、令和2年12月12日土曜日午前4時22分頃、私用にて大分市仲西町2丁目2番8号付近道路において普通乗用自動車を運転中、警察官よりアルコール検知を受け、呼気1リットル当たり0.25ミリigramのアルコールが検出され、酒気帯び運転で検挙されました。このことにより、令和3年2月24日に大分簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受けていました。同教諭の行った行為は、平素、児童に安全教育、遵法精神を指導する教育公務員として誠に遺憾な行為であり、その職に対する信用を著しく失墜させたことは、地方公務員法第33条の規定に違反するものです。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**平岩委員** 高等特別支援学校の校名はどうなったのかなと思っていましたが、今日ここに案が出ていたので、ほっとしたなと思いながら楽しみにしています。

もう1点、別府地区の支援学校の再編について、当初は決まっていたのが、いろいろなことを事情に、本校の存続も含めてと言われましたが、病弱の生徒の増加と病院の多様化で、少し

具体的に教えていただきたいです。メンタル的な部分で、支援を必要とする生徒が増えているのかなと思ったりしますが、そこはどうでしょうか。

**友成特別支援教育課長** 病弱の生徒について、中間評価及び今後の特別支援教育の在り方に関する報告書の13ページを御覧ください。

そこにグラフが書かれています。これは別府支援本校の児童生徒数の推移を表していますが、令和元年、2年に急激に病弱の子どもが増加していることが示されています。ここで言う病弱な子どもとは、基本的な発達障がいがあり、それに伴い二次障がいや適応障がいとか、心身症といった障がいを合わせている子どもです。近年、そういった子どもが増加しているということで、そういった子どもを含め、今後、別府地区をどのように対応していくのか検討していきたいと考えています。

**元吉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わりますが、一言お願いしたいのは、懲戒処分がまた出ましたが、今年度も何件かありました。公務員と言えども、聖職と言われる教育委員会、先生方の立場、あるいは警察官の不祥事は本当にゆゆしきものがあり、特に警察官については県の行政基準にのっとって、もちろん懲戒を受けますが、ほとんどが依願退職します。依願退職をしろという意味ではないですが、それぐらい厳しい目でもう少し取り組んでいただかないと、ずっと続くのではないかと。特に飲酒、酒気帯び運転などもってのほかで、宇佐市でもありましたが、大変優秀な先生が寝て朝出て追尾されてというのは、多少情状酌量かなと思いますが、分かっている飲酒で引かかるのは教職員として本当にあるまじき行為だと思うので、ぜひその辺は全体で自覚を持って対応していただきたいと思います。

教育現場は、今年もコロナ禍でいろいろな面で大変だったと思いますが、それとは別に、この綱紀粛正をしっかりとやっていただければと思います、要望したいと思います。

この際、ほかに何かありませんか。

**馬場委員** 一つだけ、高校入試で二次入試も終了したかと思いますが、教えていただければと思います。

第一次入試で定員をオーバーしている学校もあったし、定員を切っている学校もありました。二次入試で500人ほどの募集があったと思いますが、それに何人ぐらいの生徒が受験し、何人ぐらい合格しているか教えてください。

**三浦高校教育課長** 高校入試については、二次入試が先週終わりましたが、追検査が今週あるので、最終的にまだ終わっていない状況です。

さきほど委員の御質問にあったように、500人の定員の中で、現在430人の欠員の状況となっています。二次入試が終わった段階で、全日制の課程では430人の欠員、それから定時制が288人の欠員の状況です。

**馬場委員** ありがとうございます。

なぜ伺ったかという、第一次入試を募集するとき、定員を超えず応募があったところは一次の募集人員でほとんど合格できていると思います。ただ、一次募集で定員を超えた学校で、その定員の全てが合格していなくて、定員数の中で不合格がかなり出ているのかなと思います。定員の中で不合格者が出るのは、それぞれの学校で内申点と当日の点数を足し合わせ、そこで基準を作っていくと思いますが、その辺の基準は学校によって全て違うのかどうか。例えば、中津南だと、200人の定員で、一次推薦で20人採るんですか。その後の180人募集に対し、かなりそれ以上に受験している。でも、二次募集で191人が合格しているので、二次で11人募集している。定員の中で受けた生徒が不合格になっていますが、それは普通科高校を含め、各校独自で点数が決められているということですか。今年は定員の中での不合格は多いのか、少ない状況なのか。

**三浦高校教育課長** 高校入試については、学校ごとに基準を決めて選抜しています。もちろん一次入試は、学力検査を5教科受けますが、二次入試では面接、それから小論文等もあるので、その辺も加味しながら、もちろん調査書もあり

ますが、総合的に判定し、その学校に入学するだけの資質能力を有しているかどうか判断され合否が決まるという状況です。

そういった不合格については、今年度もありました。例年あるので、特段今年が多いということではありません。

**馬場委員** 分かりました。

例えば、普通科でいうと内申点が取れる生徒が受験していると思うから、定員の中で合格を出してもいいのではないかと思います。選抜だからそういう状況もあるのかも分かりませんが、意見です。（「関連して」と言う者あり）

**平岩委員** 丁寧に、今年の高校入試は、募集、合格者、二次がどうだという連絡を、特別支援教育も含めいただきました。最初に総合選択制を入れた三重総合や、国東の環境土木科、海洋科学、玖珠美山、そして久住高原農業——県がととも力を入れて一生懸命やってきましたが、全部定員に達していない状況です。反対に、学科によって違いますが、大分市内は大分東以外は全部、大変な競争倍率になっている状況を何らかの形で総括し、どう改善していくのか。

今までは、地方の学校が選ばれるようになるために努力しよう、頑張ろうと。確かにみんなすごい努力をし、生徒たちも生き生きと活動しているが、このままではいけないと毎年この時期に思っているの、総括というか、思いを聞かせていただきたいと思います。

**三浦高校教育課長** ありがとうございます。

高校入試については、定員割れをしている学校も多数ありますが、今、委員が言及された中でも、玖珠美山高校や、久住高原農業は、昨年度よりかなりステップアップした状況で、地域から選ばれる学校に徐々に近づいています。残念ながら定員には達していない状況ですが、そういう努力も徐々に実りつつある部分もあります。今後は私立高校等の流れも勘案しながら、より魅力的な学校づくりを目指して、選ばれる学校を地域中心に目指していきたいと考えています。

**志村委員** いよいよオリンピックですね。聖火リレーが来月23日、24日と大分であります。

7月には開いてほしいなと思っているし、多分開けるのではないかと思います。いま一つムードが上がらないですね。国内でばっと盛り上がるような大会にしなければいけないと思っていますが、振り返れば、昭和39年の第1回オリンピックは日本中が聖火のリレーを中心にずっと盛り上がって、大変いい東京大会ができました。今回、各都道府県で走るわけですが、子どもたちに、この聖火リレーでどう感動を与えるか。学校教育的な観点なのか、あるいはどういう観点なのか。子どもたちに学校教育としてやるのか、その辺を聞かせてもらいたいです。ムードを盛り上げるのに、何とか子どもたちに感動を覚えていただくことになると思います。聖火リレーが県内を走るときに、教育委員会としての考え方を出すべきだと思っていますが、準備とか心意気を少しお聞かせください。

**加藤体育保健課長** オリンピック聖火リレーの件です。

聖火リレーについては、大分県の聖火リレー実行委員会で実行、開催について検討されています。もちろんコロナ禍の状況なので、コロナ対策を万全にとということで、観客、応援する方々についても一定の制限があると聞いています。そういう中で、小学生、中学生の教育的観点からの関わり合いというのは、現在のところ、計画は立てていませんが、オリンピック教育という観点から、しっかりオリンピックの意義等を教育の中にかかしていきながらというのは考えているので、そういう形で対応できればと考えています。

**内海義務教育課長** 義務教育関係ですが、国のオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業を活用し、小学生用と中学生用で道徳教材を作成して学校に配っています。小学校は北京パラリンピック銀メダリストの笹原選手を題材とした道徳教材です。中学校は太陽の家の理事長の山下達夫さんの考え方を共有しています。指導案も一緒に付いているので、こういったものを学校で広く活用していただきながら、ここでもオリンピック・パラリンピックの



機運を盛り上げていけたらと思っています。

**志村委員** ありがとうございます。

少し観点が違うかもしれませんが、私が言いたいのは、聖火が走るところを生徒児童に見てもらい機運を盛り上げる。大分でオリンピックムードが盛り上がったなど、そこを何としても表現し、実現してもらいたいという気持ちです。新年度に入ってからでは遅いかもしれませんが、あと1か月ですから、いい聖火リレーにしてほしいと思うので、よろしくをお願いします。

**元吉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** ほかにないようですので、これをもちまして、教育委員会関係の審査を終わりますが、ここで一言、私からお礼を申し上げます。

〔元吉委員長挨拶〕

〔工藤教育長挨拶〕

**元吉委員長** ありがとうございます。

この春で御退職される皆さんから一言お願いしたいと思います。

〔阿部参事監兼福利課長挨拶〕

〔中村教育改革・企画課長挨拶〕

**元吉委員長** それでは、これをもちまして教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

執行部が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

執行部が入れ替わるので、5分休憩します。

再開は、午後3時15分とします。

午後3時09分休憩

午後3時15分再開

**元吉委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより警察本部関係の審査を行います。

初めに、総務企画委員会及び福祉保健生活環境委員会から合い議のあった三つの合い議案件について審査を行います。

まず、第17号議案職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正についてのうち、警察本部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**竹迫警察本部長** 審査にさき立ち、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆さま方には、先日開催された予算特別委員会において、警察本部関係の令和3年度当初予算の新規事業をはじめとした主要事業等について御審議いただき、ありがとうございます。本日の委員会では、令和3年度当初予算のうち、主要事業以外の事業ほか、予算外議案として職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正の概要など計3件の案件について担当部長から御説明しますので、どうぞよろしくをお願いします。

**森實警務部長** 文教警察委員会説明資料の1ページをお開きください。

第17号議案職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について、県警察が所管する警察の職務を行う職員のサービスの宣誓に関する条例部分を御説明します。

今回の改正は、行政手続等における押印原則の見直しに伴い、サービスの宣誓について宣誓書様式の押印を廃止し署名のみとするものです。改正の内容については、条例に定める別記様式より印を削除するものです。あわせて、漢字表記を平仮名表記に改めるなど所要の改正を行います。改正条例の施行期日は、公布の日となります。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

続いて、第18号議案職員の給与に関する条例の一部改正についてのうち、警察本部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**森實警務部長** 第18号議案職員の給与に関す

る条例の一部改正について御説明します。

文教警察員会説明資料の2ページを御覧ください。

まず、項目1改正理由についてです。

職員への給料表の適用については、地方公務員法第25条において、給与条例中の級別基準職務表で等級ごとに分類する際の基準となるべき職務を規定するとされているところ、今回は組織改正に伴う職名の変更を反映させるため、級別基準職務表について規定の整備を行いたいというものです。

次に、項目2の改正内容についてです。

まず、(1)公安職給料表における職名の変更についてです。警察本部の組織改編に伴い、公安職給料表9級の職である参事官を総括参事官へ、管理官の職を参事官へ、職名の変更を行ったため所要の改正を行うものです。施行期日についてですが、公布の日から施行したいと考えています。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別に御質疑等もないので、さきほど審査した教育委員会関係部分とあわせて採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

続いて、第26号議案食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例等の一部改正等についてのうち、警察本部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**筒井生活安全部長** お手元の文教警察員会説明資料の3ページを御覧ください。

第26号議案食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例等の一部改正等についてのう

ち、警察に關係する風俗營業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について御説明します。

今回は、食品衛生法等の一部を改正する法律が本年6月1日に施行されることに伴い、食品衛生法の営業許可に関する根拠条文に条ずれが生じたことから、同条を引用する風俗營業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正を行うものです。

改正の内容は、食品衛生法を引用している風俗營業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第7条第3項では、ゲームセンター等の營業を営む風俗營業者の遵守事項を定めており、同項第2号において、ゲームセンター等の營業所では客に飲酒させてはならない。ただし、食品衛生法に規定する飲食店營業の許可を有する者を除くと規定されています。ゲームセンター等の風俗營業者が保健所の飲食店營業許可を取得すれば、營業所内で客に飲食を提供できるとなりますが、その食品衛生法に規定する食品營業の許可に関する根拠条文が第52条第1項から第55条第1項に改正されることから、同条を引用している風俗營業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例についても改正するものです。施行期日は、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行の日となる本年6月1日です。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、福祉保健生活環境委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和3年度大分県一般会計予算のうち、警察本部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**森寛警務部長** 第1号議案令和3年度大分県一般会計予算のうち、警察本部関係について御説明します。

お手元の令和3年度警察本部予算概要の2ページをお開きください。

令和3年度警察本部の当初予算額は、警察本部①の計の欄に記載のとおり273億9,201万8千円です。

先般の予算特別委員会において、主要事業等について本部長から御説明申し上げたので、本日は、それ以外の事業について予算概要の順に沿って御説明します。

5ページをお開きください。

公安委員会費です。事業名欄一番上の委員報酬678万円については、公安委員3人の報酬です。その下の公安委員会運営費168万5千円については、公安委員及び事務局職員の旅費など公安委員会の運営に要する経費です。

7ページをお開きください。

警察本部費です。事業名、警察運営費15億2,645万円については、各団体が実施する事業への補助金、児童手当、警察職員貸与被服調製費及び赴任旅費や庁舎の光熱水費などの警察運営諸費等です。

8ページをお開きください。

事業名、治安維持を担う人材育成推進事業費1,092万5千円については、若手警察職員の人材育成、確保を推進するため、各種研修の充実等を行うものです。

9ページを御覧ください。

装備費です。事業名、警察装備費3億9,458万8千円については、ヘリコプターの特別点検整備等に要する経費や車両、警察官装備貸与品等維持修繕費、車両等燃料費等です。

10ページをお開きください。

警察施設費です。事業名欄上から二つ目の交番・駐在所建設費6,513万円については、

中津警察署中津東交番の建て替えに要する経費です。その下の警察施設改修費9,307万2千円については、杵築幹部交番の発電機更新工事など警察施設の改修を行うものです。

三つ下の交通安全施設維持管理費3億8,051万7千円については、交通信号機等の電気料、回線専用料など交通安全施設の維持管理等に要する経費です。その下の警察庁舎等維持修繕費4,273万円については、警察庁舎等の維持修繕に要する経費です。

11ページを御覧ください。

運転免許費です。事業名欄一番上の認知症等早期発見支援事業費877万7千円については、運転免許更新時等に認知症等の運転者を早期に発見し、医療機関への受診勧奨など、よりの確な対応を行えるよう、3名の保健師等を運転免許センターに継続配置するものです。

二つ下の自動車運転免許事務費6億6,858万2千円については、運転免許証更新時の講習や行政処分者に対する講習に要する経費等です。

12ページをお開きください。

恩給及退職年金費です。事業名警察恩給費2,126万8千円については、昭和37年11月以前に退職した警察職員及びその遺族に対する恩給の支給に要する経費です。

13ページを御覧ください。

警察活動費です。事業名欄上から三つ目の地域防犯力強化育成事業費2,295万1千円については、児童生徒の非行防止等を図るため、スクールサポーター8名の継続配置を行うほか、子どもたちを標的とした犯罪の未然防止等を図るため、まもめーるによる地域の安全情報を県民に発信するものです。

その下の空き交番・県民安全相談対策事業費7,288万2千円については、交番相談員20名及び警察安全相談員8名を、それぞれ継続配置するものです。

14ページをお開きください。

事業名欄上段の一般警察活動費2億7,885万円については、公益社団法人分県被害者支援センターに相談、支援事業及び講演会等の開

催事業を委託するために要する経費や電話専用料等通信運搬費、旅費等です。

15ページを御覧ください。

事業名欄一番上の刑事警察費2億7,933万8千円については、捜査支援システムの整備及び維持管理に要する経費や報償費、旅費等です。二つ下の110番通信指令システム管理事業費2億758万3千円については、110番通信指令システム及び総合指揮室映像表示システムのリース料です。その下の交通事故総量抑止対策推進事業費3,751万円については、交通事故総量を抑止するため、運転マナー、横断マナーの向上を図る広報啓発活動や交通安全教育を通じて、県民全体の交通安全意識の高揚に向けた取組等を行うものです。

16ページをお開きください。

事業名欄交通指導取締費2億6,641万3千円については、自動車保管場所申請等の手続をインターネットで行うワンストップサービスの運用に要する機器のリース料及び回線料等、放置違法駐車車両の確認事務等の委託及び機器のリース料等、その他報償費、旅費等です。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

**堤委員** 難しい話ではないけど、別大国道上に自動スピード検知器が設置されていますね。どれぐらい検挙されていますか。あそこの前で基本的にみんなスピードを落としますね。確かにスピード規制はあるだろうけど、あれを過ぎたらわあっと行きます。そこら辺が年間どれぐらいあるのかなと、あの前を通るたび思いますが、どうでしょうか。

**木村交通部長** 数値がどれくらいかは後ほど答えさせますが、効果については、150キロとか130キロとかの著しい速度違反の検挙は結構あっています。別大国道から大分市内に入って西大分のところで以前は死亡事故が時々あって、その防止対策のために手前で信号で止めたり、あわせてそういった取締機器でやっています。別府方面に向けては、駐車場とかを活用し、警察官の取締りもできますが、別府から大分に

来る方は、海岸側で止めようがないので、そういった機器を活用して事故防止対策をやっています。

**元吉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** ほかに御質疑等もないので、さきほど審査した教育委員会関係部分とあわせて採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

**元吉委員長** 御異議がありますので、挙手により採決します。本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**元吉委員長** 賛成多数です。

よって本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

諸般の報告等はありませんが、この際、委員の皆さまから何かありませんか。

**木村交通部長** さきほどの別大国道のオービスの速度取締りの状況ですが、令和3年1月末現在の数字になりますが、設置から2,016件。（「多いね」と言う者あり）平成28年に設置しているので、設置からこれまでに2,016件です。

**元吉委員長** ほかにありますか。

**平岩委員** 2点あります。

週末から宇佐のラウンドアバウトが報道されていて、私たちが見に行ったときはまだきれいではなかったですが、とてもきれいに整備されていますが、これから実証実験の効果が出てくると思います。大分県下で広がっていく可能性はあるのかが1点。

もう1点は、実は昨日の夜中からずっと対応に困っていることが起きています。障がいのある子どもが、家庭で暴力を振るってお母さんに

危害を加えているということで、その対応はこちらで福祉と一緒にやっています。交番、警察署の方が、余りに暴力がひどいときは警察を呼びなさいと言ってくださって、強制措置のような形になることもあるのは前から聞いていましたが、その現場でなければ入っていけない、落ち着いているときはそういうことはできないと思います。警察官の方たちに、そういうときの対応はどうするんだよという指導、訓練がなされているのか教えていただきたいと思って。すみません、突然ですが、お聞きします。

**後藤交通規制課長** お答えします。

1点目のラウンドアバウトの発展性ですが、委員御承知のとおり、安心院が本格運用になり、一般的には、渋滞が抑制され交通速度が抑えられるということ。また、災害時に信号等が倒壊することがないので、一般的に災害に強いと言われています。安心院の検討会で、最終的には速度がかなり抑制されたこと、渋滞が緩和され市民の方も賛成だということで本格運用になっています。

警察としても、信号の設置も含めて、道路改良、新設となる場合には、こういったラウンドアバウトの設置を検討してもらい、どんどん導入していきたいと考えています。聞いたところによると、最近では、交差点の協議で津久見の三差路、岩屋交差点で検討されているということは聞いており、これも警察が入って一緒に協議していきたいと考えています。

**二宮生活安全企画課長** 子どもの家庭内における暴力の対処要領でお答えします。

子どもの年齢にもよりますが、14歳を超えていれば、最悪、そういう強制措置にもなりかねませんが、まずは、子どもと親を引き離すためにも早めの110番連絡をしていただければと思います。さらに、お困り事等あれば、傷害とかに発展する前に、生活安全相談という窓口もあるので、そちらにお気軽に相談していただければと思います。

いずれにしても、警察も児童相談所、学校等、各種関係機関と連携して、親と子どもの双方の意思、意向等も尊重しながら対応しています。

とにかく早めの相談、若しくは110番を御教示いただければと思います。

**平岩委員** ありがとうございます。ほっとしました。

子どもは41歳で、母親が72歳です。昨日は顔面、後頭部を殴られ、病院に行って、一応けがはしていないということでした。何かスイッチが入るものがあるだろうなと思っていますが、とにかく子どもを加害者にしないよう、それと親子心中しないようにするにはどうしたらいいかなと昨日から一生懸命考えています。すぐ110番しなさいと言っていただいた言葉はとてもありがたかったです。どうぞよろしくお願いします。

**元吉委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** ほかにないようですので、これをもちまして、警察本部関係の審査を終わります。ここで一言、私からお礼を申し上げます。

〔元吉委員長挨拶〕

〔竹迫警察本部長挨拶〕

**元吉委員長** ありがとうございます。

それでは最後に、この春で御退職される皆さんから一言お願いしたいと思います。

〔筒井生活安全部長挨拶〕

〔原田刑事部長挨拶〕

〔姫野警備部長挨拶〕

〔松尾会計課長挨拶〕

〔吉永刑事企画課長挨拶〕

〔左藤運転免許課長挨拶〕

**元吉委員長** それでは、これをもちまして警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

委員の皆さまは、この後協議を行うので、このまま御着席願います。

〔警察本部退室〕

**元吉委員長** このメンバーでの委員会はこれで最後になりますが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別がないので、本日がこのメンバーによる最後の委員会ですから、私から一言御挨拶申し上げます。

〔元吉委員長挨拶〕

**元吉委員長** これをもって、文教警察委員会を終わります。

1年間、大変お疲れさまでした。